

学寮へ入寮を希望されるみなさんへ（夏季留学帰国者用）

豊田工業高等専門学校
寮務主事

夏季留学から帰国する学生の令和3年度入寮願の提出について

夏季留学帰国者で、令和3年9月以降に入寮を希望する学生は下記を確認の上、入寮願を提出してください。

記

- 1 提出期限 令和3年7月1日（木）（必着）
年度途中の入寮願の受付は随時行っていますが、7月1日（木）の期限までに提出されない場合、9月からの入寮に間に合わない場合があります。御了承ください。

入寮願は本校ホームページの学寮等ページからダウンロードできます。
(<https://www.toyota-ct.ac.jp/life/gakuryougyouji/>)



- 2 提出場所 学生課寮務係
郵送による場合：〒471-8525
愛知県豊田市栄生町2-1
豊田工業高等専門学校 学生課寮務係

- 3 記入上の注意
- ・学生本人が留学中で記入できない場合は、保護者の方が代筆で御記入ください。
 - ・指導教員署名欄の記入は不要です。
 - ・所属クラブの役職、週当たりの出席日数、学生課・寮生会の役職・委員等については、留学に出発する前の実績を御記入願います。
 - ・証明書等を添付される場合は、コピーではなく原本を御提出ください。
 - ・班長試験については、担当学生から学生本人へ直接連絡する予定です。連絡がない場合は寮務係へお問い合わせください。
 - ・班長希望者も入寮願の提出が必要です。

- 4 入寮内定連絡 入寮内定者のみに電話で連絡します。
内定者でない方への連絡はいたしませんので、御了承ください。
また、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染防止対策のため、入寮定員を大幅に削減しております。御理解賜りますようお願いいたします。

5 学寮経費（令和3年度）

項目	金額	備考
寄宿料	9月 700円 後期 4,200円	個室 800円/9月 4,800円/後期
共同費	9月 4,200円 後期 37,300円	
寮生保護者部会費	9月 400円 後期 2,400円	
寮生会費	年間 3,000円	
給食費	ひと月あたり 30,000円程度	業者による口座振替
寝具リース料	9月 1,250円 後期 7,500円	業者による口座振替

寮生定員数や経済情勢により、増減することがあります。

6 入寮資格

次の事項を確実に履行できる者。その旨の誓約書（本人及び保護者連名）を入寮内定後に提出していただきます。なお、誓約書を提出しない者は入寮ができません。

また、入寮内定者となっても学籍の都合上、休学中は学寮への入寮はできません。復学後に入寮いただきます。

(1) 寮生の所在確認について

- ・ 点呼までには必ず帰寮する。点呼後の外出はしない。（寮敷地外に出ない。）
- ・ 点呼時刻に、寮生は居室に在室し、点呼者は点呼簿をもとに寮生の在寮を確認したうえ、宿直教職員へ報告する。
- ・ 点呼の重要性を理解し、「帰省簿」の記入、「臨時帰省届」及び「外出届」等の書類の提出を確実に行う。（帰省とは保護者のもとに帰ることです。保護者の了承を得ていない外泊はしない。）
- ・ 平日、休業日とも門限を厳守する。

(2) 規律ある日常生活維持について

- ・ 日課（起床、食事、学習時間（低学年）、入浴、消灯など）を守り、規則正しい生活を送る。
- ・ 喫煙・飲酒は絶対にしない。酒類・タバコを持ち込まない。20歳以上の寮生であっても、学外で飲酒した後に帰寮してはならない。（共同生活の場であるため。）
- ・ 教育寮としてふさわしくない室内遊戯（電子ゲーム、麻雀、花札等）を絶対にしない。また、これらに関する物品を持ち込まない。
- ・ 許可のない寮外生を部屋に入れない。また、学外者を寮敷地内に入れない。

(3) 健全な寮風の確立について

- ・ 学習時間帯は、人に迷惑をかけず静粛を保ち学習する。
- ・ 寮生会活動に積極的に協力する。（寮生会活動：指導寮生、内務、厚生、広報編集、食事、寮内イベント、資源回収、DMC、購買、寮祭実行、防災、メディア、高学年及びGFAの各委員会）

(4) アセンブリには必ず出席する。遅刻及び欠席は認めない。

(5) 施設の保全、盗難や火災防止及び安全管理について

- ・ 学寮設備、備品の使用に際しては、常に大切に取り扱い、保全に留意する。
- ・ 火気ならびに禁止物品を寮内に持ち込まない。
- ・ 貴重品、現金等を自分の責任で管理する。
- ・ 居室を留守にする場合は、扉を必ず施錠する。
- ・ 避難訓練には必ず参加し、安全について再確認をする。

(6) その他（学生関係諸規定及び寮生心得について学生便覧をよく確認すること）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努め、学校及び寮内で定められた新型コロナウイルス感染症に関する特別運営ルールを遵守する。
- ・ 低学年寮生は、アルバイトをしないこと。また、高学年寮生がアルバイトを行う場合は、寮の規則に従うこと。
- ・ 学生関係諸規定及び寮生心得（「学生便覧」参照）等の規定事項を遵守する。
- ・ その他寮内で決められた事項（「学寮のしおり」、「新型コロナウイルス感染症に関する特別運営ルール」等を参照）を遵守する。